

■ 高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

平成24年8月1日から平成25年7月31日までの世帯の自己負担合計額（高額療養費・高額介護サービス費として支払われた部分を除いた合計額）が、表の自己負担限度額を超えた場合に、その超える部分が支給されます。

※医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。

◆自己負担限度額

		69歳以下	70～74歳	後期高齢者医療加入者
現役並み所得者（上位所得者）		126万円	67万円	67万円
一般		67万円	56万円	56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	34万円	31万円	31万円
	区分Ⅰ		19万円	19万円

※同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

◆申請手続き

○国民健康保険および後期高齢者医療加入者

支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を郵送します。

※ただし、平成24年8月1日から平成25年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内が郵送できない場合もありますので、支給の対象になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

○他の健康保険（協会けんぽなど）加入者

申請はご加入の医療保険となりますが、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要ですので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

国保・後期高齢者医療加入者 市役所市民生活課 国保係・年金係 ☎63-5112
 他の健康保険加入者 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790

■ 所得税・市民税にかかる

「要介護認定者のおむつ代医療費控除」に必要な証明書を交付します

寝たきり（疾病により、おむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている）の方のおむつ代は、所得税・市民税の医療費控除の対象となります。

確定申告の際に医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を添付する必要があります。

現在、介護保険の要介護認定を受けており、次の①②の両方に該当する方には、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる方
- ②一定要件（主治医意見書において寝たきり、尿失禁がある）を満たす方

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、2年目以降でも一定要件を満たさない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

証明書に関するお問い合わせ 市役所高齢福祉課 介護保険係（本庁舎1階）☎63-3790
 または各支所・行政サービスセンター 介護保険担当

確定申告に関するお問い合わせ 市役所税務課 市民税係（本庁舎1階）☎63-5110